

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。
第二条から第八条までの規定中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。